

岩倉具視の政治思想(八)・完

大塚 桂

- | | | | |
|---|-------------------------------|----|--------------------------|
| 一 | 序論 | 一〇 | 国体論 |
| 二 | 思想と行動(以上駒沢法学第三卷第一号) | 一一 | 財政論 |
| 三 | 幕末維新の政治過程 | 一二 | 皇室財政論 |
| 四 | 岩倉の政治意見書
(以上駒沢法学第三卷第二号) | 一三 | 地方制度論
(以上駒沢法学第四卷第一号) |
| 五 | 雄藩の台頭 | 一四 | 憲法制定意見 |
| 六 | 王政復古へのプロローグ
(以上駒沢法学第三卷第三号) | 一五 | 明治六年の政変 |
| 七 | 創業論 | 一六 | 憲法制定前史
(以上駒沢法学第四卷第二号) |
| 八 | ええじゃないか | 一七 | 諸参議の憲法意見書 |
| 九 | 王政復古のクーデタ
(以上駒沢法学第三卷第四号) | 一八 | 大隈意見書 |
| | | 一九 | 岩倉の調整 |

- 二〇 官有物払い下げ事件
- 二一 岩倉大綱領
- 二二 憲法制定
- 二三 府県会中止論
- 二四 伝統論
- 二五 終論

(以上駒沢法学第四卷第三号)

二三 府県会中止論

明治維新以降、府県藩三治の制、藩籍奉還(明治二年)、廃藩置県(明治四年)、戸長・副戸長制(明治五年)、三新法(明治十一年)など地方制度の整備がすすんでいった。明治十一(一八七八)年の府県会規則では、地租五円以上の納付者によって議員選挙することになった。府県会は府知事・県令の諮問的機関にすぎなかったが、民権論者たちが政治的拠点にすえたケースがおおかった。中央集権的な国家官僚権力と自由民権との対立が激化していく。それだけに、岩倉は地方からの民権運動の高まりをなんとかして阻止しなければならぬと考えたに違いない。そこで、岩倉は『府県会中止意見書』(明治十五年二月七日)を提出することとなった。岩倉は、意見書にあつて、まず維新からの政治のあゆみを回顧する。

「明治維新ノ業ハ西南暴動鎮定ノ日ヲ以テ其局ヲ終ルカ如シト雖モ方今ニ於テ政体ノ根軸猶未タ確定サセルヲ以テ創業守成ニナカラ其難ヲ兼ネ之加ルニ外国対峙ノ難ヲ以テ是是実ニ精細ノ注意ヲ要スヘキノ時機ナリトス」⁽¹⁾

「八年一月ニ及テ二三ノ参議大坂ニ密会シ同三月板垣退助復ヒ参議ニ任ス四月十四日遂ニ漸次立憲政体設立ノ詔アリ抑此事タルヤ下民上ヲ罔スルノ路ヲ牖キ大権下ニ移ルノ漸ヲ為シ実ニ大祖以降二千五百三十余年確然不易ノ国

体ヲシテ一變復タ回ス可ラサシムルノ原因タルノ処アリ具視時機尙早キヲ察シ極テ其不可ヲ論スルモ用ラレス以爲ラク天下ノ大事去矣ト因テ辭表ヲ太政大臣ニ捧ケ疾ヲ引テ家居ス⁽²⁾

「十年ニ至テ西郷暴動ノ事アリ次年分権自治ノ目的ヲ以テ府県會ノ法ヲ定ム内閣中二三ノ人其甚タ不可ナルヲ論スルアリ具視亦所見ヲ同フス以爲ラク此法亦大權下移ノ路ヲ闢ク者ニシテ施政甚タ其順序ヲ失ヘリト因テ其不可ヲ陳スレトモ行ハレス乃チ嘆シテ曰ク天下此ヨリ多事ナラント爾來内閣諸感及具視等カ政務ニ從事スル拮据經營敢テ怠荒スルコトナシト」⁽³⁾

「明治十四年夏秋ノ際ニ至テ開拓使ノ事アリ此事ヤ僅ニ行政事務ノ一小処分ニ過キサルト雖明治七八年以來上威軟弱下民横恣ノ弊漸ク積聚スルヲ以テ此機ニ投シテ其懷包ヲ逞フセント欲スル者アリ一タヒ詭激ノ論說ヲ以テ人心ヲ扇動スルヤ上下惑乱シ官民鼎沸ス」⁽⁴⁾

岩倉は、明治六年から一四年にいたるまで、地方を舞台にして民権運動や士族の反乱があり、政府の基盤が揺らぎかねなかつたと指摘した。現在にあつて、軍事力が確立されたかに見えてもその実は不安定極まりない、と岩倉は理解している。

「今日政府ノ頼テ以テ威權ノ重ヲ為スルモノハ海陸軍ヲ一手ニ掌握シ人民ヲシテ寸兵尺鉄ヲ有セシメサルニ因レリ然トモ若シ今日ノ如クニシテ人心ヲ収束スルコトナク権柄益下ニ移リ道德倫理滔々トシテ日ニ下ラハ兵卒軍士ト雖焉ソ心ヲ離シ戈ヲ倒マニセサルヲ保センヤ氣運一旦ニシテ此ニ至ラハ夫ノ一夫夜呼テ関中守ヲ失フノ輻輳ヲ履マサラント欲スルモ豈ニ得ヘケンヤ」⁽⁵⁾

このような情勢下にあつて府県會を開設しようものならば、中央政府から人心が離反して反政府思想が蔓延して

いくと岩倉は危惧する。急務であることは、主上から人民にいたるまで主義を一つにすることなのである。

「今日…人民ヲシテ犯上ノ道ヲ啓キ政府ヲ蔑視スルノ思想ヲ生セシメタルハ職トシテ府県会ヲ開クノ機猶早クシテ進歩ノ順序ヲ失ヘルニ由ラサルハ無シ故ニ今日ニシテ政府ノ威權ヲ快復シ民心ノ頽瀾ヲ挽回セント欲セハ先ツ今朝同年ノ景況ヲ察シ機宜ニ由リ断乎トシテ一タヒ府県会ヲ中止シ上ミ陛下ヨリ下モ百官僚属ニ至ルマテ主義ヲ一ニシテ動カス目的ヲ同フシテ變セス更ニ万機ヲ一新スルノ精神ヲ奮勵シ陛下ノ愛信シテ股肱トシ且ツ以テ国家ノ重ヲ為ス所ノ海陸軍及警視ヲ勢威ヲ左右ニ提ケ凜然トシテ下ニ臨ミ民心ヲシテ戰栗スル所アラシムヘシ凡ソ非常ノ際ハ一豪傑振起シ所謂武断專制ヲ以テ治術ヲ施ス古今其例少カラス」⁽⁶⁾

岩倉は、府県会開催を時期尚早であると結論する。

「府県会ヲ開クノ機猶早クシテ開進ノ順序ヲ失ヘリト故ニ今朝同年ノ景況ニ由リ断乎トシテ之ヲ中止スヘシ但夫レ此事タルヤ威權失墜ノ弊ヲ濟フカ為ニシテ決シテ压抑暴戾ノ政ヲ為サント欲スルニ非ス蓋シ國ノ富強ハ斯民ノ殷富ニ因ル民ノ富ヲ養ハンニハ亦之ニ応分ノ權ヲ与ヘ以テ自ラ務ムル所ヲ知ラシメサル可カラス其要蓋シ国民文化ノ度ヲ察シ施政ノ度ヲ誤マラサルニ在ルノミ故ニ府県会ヲ中止スルヤ同時ニ国民諮問会ヲ開テ民政緩急ノ機ヲ中和シ次テ寛猛相濟ノ政ヲ以テ國運ヲ一開一闔ノ間ニ達スヘシトス」⁽⁷⁾

「既ニ兵備整フテ内外ノ憂慮ナク又一方ニハ窮困不平ノ士族ヲ馴撫シ兼テ豪農巨商等中等以上有為ノ力アル者ヲ收攬セハ天下ノ民頑冥不靈ノ徒ニ非ルヨリハ誰カ政府ノ恩威ニ服従ラサル者アランヤ乃チ此際ヲ機トシテ大ニ政体ノ根軸ヲ定メハ守成ノ業亦甚タ難シト為サルナリ惟夫ノ府県会中止ノ事ハ其名或ハ不可ナルモノアリト雖大漏ヲ止ムル固ヨリ姑息ノ小補ヲ以テスルコト能ハス実ニ万已ムヲ得サルノ政略ナルヲ以テ其名ノ不可ナルト事ノ難キト

ニ於テハ具視請フ自ラ誓テ之ニ当ラン⁽⁸⁾」

岩倉の地方制度論については、先に検討した。つまり、中央から地方へ觀察使を派遣したり、道ごとに提督府を設置するというように統制色がきわめて強い考えであった。したがって、明治一五年段階にあつてもなお、府県会や民権運動を押さえこまねばならないと考えていたとしても別段奇異には感じられない。むしろ、岩倉の考えは一貫している。大津淳一郎は、「若し夫れ当時岩倉の建議にして行はれ府県会の中止を見るが如きことあらしめば、我が日本は明治十六七年の交に於て、革命流血の変を生じたらんも、未だ知るべからざりしなり。豈独り福島事件、群馬事件、加波山事件にして止まんや。而して其建議の行はれざりしは、実に我が国の幸福なりしなり。然れども、憲政建設の後に、薩長の武断派が憲法中止を唱へたるものは亦実に岩倉派の系統に属する政治家たるに想ひ到れば、吾人は保守的反動の勢に寒心せざらんと欲するも、能はざるなり⁽⁹⁾」⁽⁹⁾と回顧している。岩倉はおそらくは、憲法の制定を最優先し国体が確立した暁に、地方制度の整備を考えていたはずである。岩倉の中央集権主義者たる一面がうかがえるところである。地方制度の整備（自治制度）に関しては、岩倉は消極的であつた。

- (1) 岩倉「府県会中止意見書」『岩倉公実記（下）』九四五頁。
- (2) 同上九四六頁。
- (3) 同上九四七―九四八頁。
- (4) 同上九四八頁。
- (5) 同上九四八―九四九頁。
- (6) 同上九四九頁。

- (7) 同上九五〇―九五二頁。
 (8) 同上九五一―九五二頁。
 (9) 大津淳一郎『大日本憲政史(二巻)』七六九頁。

二四 伝統論

一八八二―八三年の最晩年期に、岩倉は保守的伝統的な主張を繰り広げた。たとえば、岩倉は『京都皇宮保存ニ関スル意見書』(明治一六年一月)を提出している。このなかで、岩倉はいくつかの提案をしている。注目されるべき点をながめてみよう。

第一に、京都の維持保存である。「神武帝奠都以後帝京ノ遺模ヲ觀ルヘキハ独リ此平安京アル而已之カ維持保存ノ道ヲ講スルハ今日ノ急務ニシテ且前皇ニ対シ孝敬ヲ尽サセラレ、ノ大ナルモノトス⁽¹⁾」とし、京都の衰退には心痛していた。のちに、京都御所周辺の整備事業がおこなわれることになる。第二に、「三大礼執行ノ事」である。具体的には、「即位、大嘗会、立后ノ三礼ハ国家至重ノ大典ナレハ平安京ノ宮闕ニ於テ古式ノ如ク執行セラル、コーモノト定ムヘシ⁽²⁾」、とし、国家的式典は京都に於いて挙行せられるべきことを主張している。第三に、桓武帝神靈奉祀ノ事である。「桓武帝ハ不世出ノ材ヲ以テ大御心ヲ政治ニ励マシ、平安京ヲ經營シ永ク無疆ノ基ヲ建テ玉ヒ⁽³⁾」ている。しかし、「御遺骸ヲ瘞ム処ハ明ニ之ヲ知ルコトヲ得ス、依テ禁苑内適當ノ場所ニ神殿ヲ作り其大御靈ヲ奉祀シ毎年大祭ヲ行⁽³⁾」うことを提唱している。桓武ならびに孝明天皇を合祀する平安神宮の造営となる。第四は、伊勢神宮並神武帝遥拝所ノ事である。「神樂岡旧八神殿、自今伊勢神宮並神武帝遥拝所と為シ毎年神嘗祭祀元節神武天皇祭ニハ、遙

拜式ヲ行ヒ⁽⁴⁾、とした。伊勢神宮が皇居三殿とならび、国家神道にあつて聖地化されていく。第五に、賀茂祭旧儀再興ノ事である。「自今旧儀再興一年両度之ヲ行フヘシ⁽⁵⁾」とし、現在の葵祭りへと発展していく。第六に、石清水祭旧儀再興ノ事である。「賀茂祭ト同様ニ⁽⁶⁾旧儀再興一年両度之ヲ行フヘシ⁽⁶⁾」とする。第七に、白馬節会再興ノ事である。「自今此節会ヲ再興シ平安京ノ宮闕ニ於テ旧儀ノ如ク執行シ昔時ノ歌垣ノ例ニ倣ヒ衆庶ノ拝観ヲ許スヘシ⁽⁷⁾」。第八に、大抜ノ事である。「毎年六月十二日禁内旧賢所ノ前ニ於テ大抜式ヲ行フ⁽⁸⁾」とし、第九に、三大節（新年紀元天長）拝賀ノ事である。「新年紀元天長ノ三大節ニ紫宸殿ニ御帳台ヲ設ケ親王其傍ニ侍シ在西京ノ諸官員華族及神官教導職ノ拝賀ヲ受クルノ式ヲ行フヘシ⁽⁹⁾」、宮殿並御苑ニ関スル事、などの提案をしている。岩倉は最後に、「前条々ハ平安京保存ノ一点ニ止ルカ如シト雖現今全国ノ風俗民情日ニ益浮薄軽重ニ趨リ五倫ノ道將ニ墜ントス然トモ政体一変ノ後其日尚ホ浅クシテ民人ノ旧慣ニ浸染シ其道徳心ヲ存スルモノ尚多ク世ニ在ルヲ以テ今ニシテ前皇ノ古典ヲ復シ忠孝ノ道ヲ申ヘハ新ニ之ヲ耳目ニスル者モ自ラ感悟スル所アリテ其風俗ヲ維持シ其民情ヲ敦厚ニスルノ一助ト為リ随テ施政上ノ便益モ亦少カラサルヘシ所謂王者ノ道ハ礼以テ之ヲ成スモノナレハ断然施行アランコトヲ望ム⁽¹⁰⁾」と述べ、近代化が急速なあまりに世情がからまわりしてしまつており、その対策として日本の伝統の保持ならびに復興を意図しているのである。

これらの提言の中で、実現に及んだものが多い。皇室典範をはじめとする皇室関係法令がそうであろう。皇室典範第一条は「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」と規定した。皇室祭祀令第九条で、元始祭、紀元節祭を規定したし、同令第二条で天長節祭を明文化した。また、宗教施設の造営や祭りの開催なども提案している。具体的には、平安神宮（祭神・桓武・孝明天皇、明治二八年創建）や賀茂例祭五月一五日（現在の葵祭）である。

このような岩倉の主張は、矢野玄道の『猷芹簞語』(慶応三年)における構想と相似している。岩倉と矢野との共通点は、たびたび指摘されているところである。晩年の岩倉は、平田Ⅱ大国派の見解をなんとかして諸施策として具体化したいと考えていたといえようか。ちなみに、矢野は、「一 本宮及八神殿御造立、及ビ祈年。月次・新嘗、四度ノ大祭等御興復ノ儀」⁽¹⁾、「大嘗祭ハ、実ニ無比御大礼ニテ、速ニ御恢復可有候」⁽²⁾、「皇朝ニモ大祖太宗、…並聖上ノ降誕日ヲバ御載有之度候。尤、聖誕日ハ、光仁天皇御代ニハ、万寿節ト御立被遊候御例モ有之候故、上代ニ正月朔日、初七、十六日、三月三日、五月五日、七月七日、十一月新嘗日ハ節日トシテ、物ヲ天下人民ニ普ク賜ヒシ事モ御坐候由ニ候ヘバ、聖誕日モ節日ニ擬シテ、時トシテ酺飯、或ハ物ヲ賜候等ノ御拳御坐候者、皇沢ヲ御布護被遊候一端ニモ相成可申哉」⁽³⁾などを提案していた。また岩倉は『風山ノ風景保護ヲ経画スル事』(明治一六年六月)についても提案していた。

岩倉が伝統を保存しようとした意図はどこにあったろうか。二つの理由があると考えたい。第一に、社会的理由である。五倫が廃れ民心が荒れ果ててしまうことに対する危惧がある。第二に、出身階級上の理由である。公卿の伝統社会に生きた岩倉が、近代化の前に古来からの伝統が風前の灯となっていることを憂いていたからである。当初より、岩倉は、華族制度を創設することに熱心であった。彼の意識には、「華族ハ皇国ノ貴族ヲ以テ四民ノ上ニ立テ皇室ノ待遇重ク位階亦尊シ是ヲ以テ其本分ノ義務ヲ尽シテ以テ国家ニ報スヘキ」⁽⁴⁾との考えがあつた。これは、伝統的な意識であるとともに、欧州とくにイギリスの貴族たちの国家に果たす役割に触発されたからであつた。⁽⁵⁾第三に、皇室制度上の理由である。王政復古した以上、天皇家の伝統(古墳の整備・神道の復活)を再興すべきだと考えたのである。第四に、政治制度上の理由である。これは、皇室財産にも関係するところであるが、「五箇条の誓文か

ら：漸次立憲政体樹立ノ詔勅までの過程は、「固有ノ国体ニ多少ノ変更ヲ来タサシメントスルモノ」であり、立憲政治はやむをえざる変革にすぎなかったから、これに対抗しうる「帝室ノ基礎」を固める必要がことさらに強調されたのである。第五に外交上の理由がある。つまり、「伝統の創出は、日本の立憲国家形成にあたって、すべての欧州王室同様にその国独自の文化的『伝統』を有することが、『二等国』たるのに不可欠という」⁽¹⁷⁾点である。

いずれにせよ、敬神尊皇の精神を涵養し皇運を扶翼することを、岩倉は強く念じた。したがって、岩倉の伝統回帰ともいえる提言は、単なる保守的な面だけの評価でおわるものでは決してない。

晩年期の岩倉は、帝室制度の強化に執念を燃やした。神武創業、王政復古によって幕府体制を否定することができた。あらたな復古は、帝室制度の強化であり、華族制度の確立だとして、岩倉は取り組んだ。「岩倉の構想は、天皇制の強化・再編であり旧貴族層(公家・大名)の財産と權威の再建であり、皇室の藩屏を強化する華族制度であった」⁽¹⁸⁾のである。

岩倉にとって、「国家とは天皇そのものだった」⁽¹⁹⁾。天皇を政治(憲法・皇室典範)、社会(神道・伝統)、経済(皇室財産)のそれぞれのシステムによって支えていくことが、皇室の安泰につながると岩倉は考えたに違いない。「岩倉の保守化はまさしく幕末の岩倉の王政復古の帰着とみななければならない。だからこの岩倉の保守化はたんなる右旋回の後退ではなく、あくまで自論の貫徹を守るための積極的な主張であった。換言すると、岩倉の旧来の自論が時代の前進と衝突したわけで、そこに岩倉政治の限界のようなものがあつたのである。かくて岩倉は、明治日本独自の天皇政治のイデオログとしての立場をとりはじめた」⁽²⁰⁾と結論付けられる。

明治二年から一二年にいたるまで、岩倉の基本的なスタンスはいささかもぶれていないことがわかる。つまり、

天皇親政、天皇大権、皇室自律を中心とした国体の建設こそが、岩倉の悲願であった。岩倉の考え方の根底には、国学思想が横たわっているのはいうまでもない。これらは、『岩倉大綱領』のなかに盛り込まれ、やがては大日本帝國憲法において結実していったのである。

岩倉の国家基本構想は明治初年以來かわっておらず（たとえば、『政体建定・君徳培養・議事院創置意見書』『国体昭明政体確立意見書』など）、それと大きく相反する見解はすべて排除してきたといえる。たとえば、フランス的法観念（江藤新平）、イギリス的政治制度（大隈重信）、議會主義・共和主義（板垣退助）などである。

『岩倉大綱領』の線に沿って憲法が制定されることが政府の方針となったあと、岩倉は一挙に保守化したと評価されてきた。しかし、岩倉の基本姿勢のブレはないわけで、彼が保守化したというよりも時代状況が近代化の方向へと進展していったから、そのように映るまでのことである。保守化も維新から明治の段階にかけての岩倉自身考え方の具体的表出にすぎないのであった。

- (1) 岩倉「京都皇宮保存ニ関スル意見書」『岩倉公実記（下）』九九二頁。
- (2) 同上九九二―九九三頁。
- (3) 同上九九三頁。
- (4) 同上九九三頁。
- (5) 同上九九四頁。
- (6) 九九四頁。
- (7) 同上九九四―九九五頁。
- (8) 同上九九五頁。

- (9) 同上九九五頁。
- (10) 同上九九七頁。
- (11) 矢野「献芹詹語」『日本思想体系五一 国学運動の思想』五五五頁。
- (12) 同上五六六頁。
- (13) 同上五六七頁。
- (14) 岩倉「岩公意見書」『岩倉具視関係文書(二)』一七六頁。
- (15) 徳富「岩倉具視公」二六五頁。
- (16) 長谷川正安『日本憲法学の系譜』勁草書房 一九九三年 七一頁。
- (17) 高木博志「維新変革」田中彰編『近代日本の軌跡(一) 明治維新』一九七—一九八頁。
- (18) 飛鳥井「文明開化」一九五—一九六頁。
- (19) 飛鳥井『明治大帝』ちくま学芸文庫 一九九四年 二〇五頁。
- (20) 大久保『岩倉具視』二二七—二二八頁。

二五 終論

一八八三(明治一六)年七月二〇日、岩倉具視は逝去した。享年五九才であった。闘病中明治天皇は直接病床を見舞っている。また、天皇は思召しによりベルツ (Erwin von Balz, 1849-1913) を派遣して食道ガンの疑いのある岩倉を診察させてもいる。岩倉の最後に関しては、『ベルツの日記』の「岩倉公の死」において詳しい。食道ガンの疑いのある岩倉を、ベルツは岩倉に対して、「お気の毒ですが、ご容体は今のところ絶望です。こう申し上げるのも、実は公爵、あなたがそれをはつきり望んでおられるからであり、また、あなたには確実なことを知りたいわけがある

ことを存じていますし、あなたが死ぬことを気にされるような方ではないことも承知しているからです」と話したところ、岩倉は「ありがとう。では、そのつもりで手配しよう。―ところで、今一つあなたにお願いがある。ご存じの通り、伊藤参議がベルリンにいます。新憲法をもって帰朝するはずだが、死ぬ前に是非とも遺言を伊藤に伝えておかねばならない。それで、できれば、すぐさま伊藤を召還し、次の汽船に乗りこむよう指令を出そう。しかし、その帰朝までには、まだ何週間もかかる。それまで、わしをもたさねばならないのだが、それができるとはしようね?」

「これは、決して自分一身の事がらではないのだ⁽¹⁾、と憲法制定にかける熱意を最後までもち続けていた。臨終を見取ったベルツは、「疑いもなく維新日本の最も重要な人物の一人であった岩倉公は死んだ。鋭くて線の強いその顔立ちにもはつきり現われたいた通り、公の全身はただこれ鉄の意志であった⁽²⁾、とその人物評価を残している。

岩倉は、憲法の成り行きだけが心残りであった。とくに、天皇中心の政治システムの樹立と皇室の安泰が気がかりであった。死後、岩倉の葬儀は、国葬(第一号)でとりおこなわれた。生前岩倉は南品川・海晏寺の楓樹を愛でることを望んでおり、亡骸はそこに埋葬された。海晏寺の墓所には、松平春嶽の墓もあり維新时期に反目しあつた二人が日本の近代化を見守っているのは何かしら因縁めいている。また、新宿区玄国寺には旧岩倉邸(霞ヶ関)が保存されている。閑話休題。岩倉には太政大臣が贈官宣下された。幕末維新にかけて国家の枢機に参与してきた功績を讃えられたからであった。明治史上岩倉の存在は光彩を放っているが、彼の活躍は華族会館の創設、学習院の創立、鉄道事業(日本鉄道会社)、銀行事業(第十五銀行)等の分野にあつてもみられた。岩倉は、政治、経済、社会のそれぞれのレベルにおいて、近代化に携わっていたことになる。

本書では、岩倉具視の政治意見書を中心に、明治国家の成立と展開をフォローしてきた。岩倉の政治的ブレ

ザンスは大きく、時代の分岐点ごとに示した彼の行動と意見によりすすむべき道が指し示された。刮目すべきである。本書での検討の結果、導かれた見解を、以下要約しておこう。

(a) 中世キリスト教社会における《皇帝教皇主義》から《教皇皇帝主義》へのモデルを参考にしつつ整理してみると、①《幕府↘朝廷》↓②《幕府⇄朝廷》↓③《幕府↗朝廷》というように変遷してきた。①は江戸前期中期の段階である。②は公武合体論の段階である。③は幕末の段階である。とくに、②段階から③段階への時期に、岩倉は政治活動にあたった。岩倉は公武合体論、公議政体論、倒幕論を主唱していった。

(b) 「幕府はあらゆる政治権力を服従させ、全国統一政権的性格を強めたが、この前提の下で戦国大名領国体制を凍結させたのが幕藩体制である」⁽⁴⁾が、幕府が実力を喪失するやふたたび戦国状態に立ち戻ることを、岩倉は期待感をもってながめていた。この混乱の時期こそ、朝廷の政権回復の好機だと、彼は理解した。岩倉は、積極的な政策を打ち出し、実行していく。それが、①和宮降嫁⇄公武合体政策（和宮御降嫁ニ関スル上申書）万延元（一八六〇）年六月・「済時策」慶応三（一八六七）年三月、②八八人列参による通商条約准可の撤廃（神州万歳（堅）策）安政五（一八五八）年春、③倒幕の密勅、王政復古（王政復古議）慶応三年一〇月）であった。

(c) 岩倉は、明治維新後、天皇親政の確立に邁進した。その成果は、大日本帝国憲法制定（儀制調査局開設建議）明治一（一八七八）年三月・「国本培養ニ関スル意見書」明治二（一八七九）年三月・「国憲審査局ヲ置クノ議」明治三（一八八〇）年八月・「憲法ニ関スル意見書」明治四（一八八一）年七月、ならびに皇室制度・皇室財産自律主義（皇室財産ニ関スル意見書）明治一五年二月・「皇典整備ニ関スル意見書」明治一五年一二月）などの具体的な政策となつてあらわれた。

(d) 明治六年の政変と明治一四年の政変は、天皇制国家の構築という点で連関している。つまり、天皇大権Ⅱ天皇制国家と相容れない考えを排除せんとする岩倉の意向が、直接間接に反映されていたとみられる。岩倉の忌避したのは、イギリス流の議院内閣制度であり、フランス流の国民主権・人権論であった。

(e) 岩倉は天皇に対する近さを最大限利用し、天皇の勅語、沙汰書を武器に政治問題を解決していく方針をとった。これこそが、岩倉のリーダーシップの真髓であった。

(f) 岩倉は明治三年の「建国策」以来、明治一四年の「大綱領」にいたるまで、一貫して天皇支配を柱とする国憲案づくりに取り組んでいた(「政体建定君徳培養議事院創置遷都不可ノ四件ヲ朝議ニ付スル事」明治二(一八六九)年一月・「国体昭明政体確立意見書」明治三年八月)。

(g) 岩倉は終生、廷臣意識や国学思想をもち続けていた。岩倉はすべてが天皇に帰一すべきだという中央集権主義者であった。当然のことながら、岩倉の発想の背後には王土王民論などの国学思想があったのはいうまでもない。岩倉は伝統主義的な傾向を有する一方で、漸進主義者としての側面もみせていた。具体的には、岩倉具視は国学と立憲主義とを融合させるころみとして大綱領をまとめあげた。

(h) 閉ざされた社会のなかで醸し出された国学思想を基盤にすえた岩倉は、やがて西欧の政治制度を受容、摂取していくことになる。しかしながら、岩倉は決して近代化Ⅱ西欧化を全面的に受け入れるのではなく国学思想との融合をはかろうと知的格闘した。岩倉は保守的な政治家だとして評価されるが、柔軟な思考をしていたことは確かである。

(i) 岩倉は現実主義者であり、状況判断と打開策、さらには目的実現のために強引にことをすすめていくだけの

パワーがあつた。マイネツケのマキャベリ理解のように、運命に逆らつてまでも、目的実現のために全身全霊をかたむけていくチカラ強さが岩倉にあつた。

- (j) 岩倉具視は幕末期、日米修交条約批准反対の列参を實行した、公武合体政策を推進し、倒幕運動を先導した。明治期には、天皇中心の体制の確立にあつた。このように、岩倉は幕末維新期の演出家、シナリオライターとしての役割を存分にはたした〔叢裡鳴虫〕慶応元年（一八六五）年六月・「統叢裡鳴虫」慶応元年・「全国合同策」慶応元年六月・「堂上諸卿ヲ戒ムル意見書」慶応二（一八六六）年三月・「全国合同策密奏書」慶応二年五月・「濟時密奏書」慶応二年六月・「天下一新策密奏書」慶応二年八月・「時務策」慶応二年九月・「極秘語」慶応二年一〇月・「航海策」慶応二年一二月）。
- (k) 幕末維新にかけての統治システムの変化をへ幕府型統治システムへ↓へ公武合体型統治システムへ↓へ朝廷雄藩連合型統治システムへ↓へ藩閥有司型統治システムへ↓と整理したとしよう。幕府型統治システム以外は、すべてとどきの政治状況にあわせて岩倉が構想し、実際におこなわれた。岩倉の政權構想は現実化したのであつた。
- (1) 明治政府は天皇親政を名目としていたが、実際には有司専制であつた。政策決定にあたり政府部内で対立が生じた場合には、天皇の勅裁を仰ぐことには限界が付きまゝつた。そこで、岩倉具視は天皇に近い立場を利用して、政変（明治六・一四年）の收拾にあたつた。もし、岩倉がなかりせば、政府は瓦解していたに違いない。
- (m) 岩倉は財政の確立のために一貫して取り組んでいた（会計外交等ノ条々意見）明治二年二月・「禄税二関スル岩倉覚書書」明治六年二月・「財政二関スル意見書」明治一四年八月・「租税増徴二関スル意見書」明治一五年一二月）。
- 岩倉の政治思想は国学思想に基礎されており、天皇親政の確立を実現すべく明治国家の体制づくりに邁進していた。松本三之助は、「国学思想こそ天皇制的国体イデオロギーの重要な一源流であり、国学に示された政治的課題

とそれを遂行するための論理こそ、明治以降における国体イデオロギーの課題と論理との主要な一原型と考えられる⁽⁵⁾と叙述したが、岩倉具視こそがそのトレガーとしてあつたといえる。岩倉の政治的スタンスは、幕末から維新にかけて、いささかもぶれてはいなかった。

- (1) ドク・ベルツ編(菅沼竜太郎訳)『ベルツの日記(上)』岩波文庫 一九九七年 一二三―一二四頁。
- (2) 同上 一二五頁。
- (3) 拙著『現代国家へのアプローチ』二九―四八頁。
- (4) 丸山真男『丸山真男講義録(六冊)』一三九頁。
- (5) 松本三之助『国学政治思想の研究』有斐閣一九五七年 五頁。